

Japan: Inbound Tax Alert

出国税導入:2015年7月1日適用開始

2015年7月 No. 14

Contents

納税義務者

対象資産

**課税の流れ
その他の重要事項**

平成 27 年度税制改正で創設された出国税が 2015 年 7 月 1 日より適用開始となる。同日以降、一定の要件を満たした場合には外国籍の者も含め日本の居住者が国外転出をするときに、対象となる金融資産が譲渡されたものとみなしてその含み益について所得税が課されることとなる。

納税義務者

日本居住者は、国籍にかかわらず、下記の条件を満たした場合は、出国税の対象となる。

- (1) 国外転出時に価額が 1 億円以上の対象資産(下記参照)を保有していること。
- (2) 国外転出の前日 10 年以内に国内に住所または居所を有していた期間の合計が 5 年を超えること。

(2)の判定においては、外国籍の者の場合、次の表のとおり一定の在留資格をもって在留していた期間は日本での滞在期間(国外転出の前日 10 年以内のうち 5 年超の期間)には含まれないこととされている。下記の別表第一¹に定める在留資格としては、報道、投資・経営、技術、人文知識・国際業務などが挙げられ、一方、別表第二に定める在留資格としては、永住者²、日本人の配偶者等などが挙げられる。

		国内滞在期間		国外滞在期間
		~2015/6/30	2015/7/1~	納税猶予期間*
外国籍者	別表第一	×	×	N/A
	別表第二	×	○	○
日本国籍者		○	○	○

○: 日本での滞在期間に含む

*納税猶予については後述

対象資産

課税対象となる資産は日本国内に所在するものに限らず、国外にある資産も対象とされる。また、1 億円以上という要件については個々の資産ごとではなく、対象者の所有する対象資産の価額の合計で判定する。対象資産としては下記のようなものがある。

- 所得税法に規定する有価証券³
- 国債、地方債
- 社債
- 匿名組合契約の出資の持分
- 未決済信用取引、未決済デリバティブ取引

現金預金および不動産のような非金融資産は対象資産には含まれない。

1 別表第一および第二は出入国管理および難民認定法(以下「入管法」)の別表第一および第二を指している。
 2 ここでいう「永住者」は入管法でいう「永住者」であり、所得税法で規定している永住者とはその意義が異なる。
 3 付与済かつ未行使のストックオプションや未付与のRSU(Restricted Stock Units)は、上記有価証券に含まれると思われるが、出国税課税上の有価証券の意義についての当局の見解の明示が待たれる。

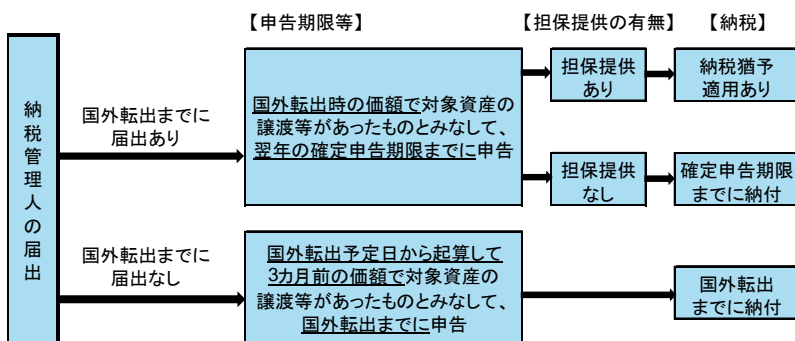
課税の流れその他の重要事項

税率

出国税の対象者は国外転出時において、対象資産の含み益について、居住者が対象資産を譲渡したときの譲渡益に課されるのと同じ税率（現在は復興特別所得税含み 15.315%）により課税される。なお、住民税は課税されない。

確定申告および納付期限

出国税に係る確定申告期限および納付期限は納税義務者が国外転出前に納税管理人の届出や担保の提供を行うかにより、下図のとおりとなる。



納税猶予が適用された場合の猶予期間は通常 5 年であるが、一定の場合には 10 年に延長できる。納税猶予の特典は、納税猶予期間内に対象資産の価額が国外転出時に比して下落した場合や対象資産を譲渡等した際に譲渡益に対し外国所得税が課された場合などに出国税の減額等が受けられることである。ただし、納税猶予を受けた場合には利子税が課されることに注意が必要である。

担保提供の実務上の手続については今後明らかにされると思われるが、担保提供の期限で最も早く到来するものは、納税管理人の届出を行った者に係る確定申告期限である 2016 年 3 月 15 日である。

日本に帰国した場合

納税義務者が国外転出後 5 年以内に対象資産を引き続き所有したまま帰国した場合には、日本に帰国した日から 4 カ月以内に更正の請求を行い、課税を取り消すことが可能となっている。この場合、納税猶予を受けていたとしても利子税は課されない。

相続税および贈与税

本ニュースレターにおいては対象者が日本から国外転出する際に課される出国税に焦点を当てている。しかしながら出国税は対象資産が贈与、相続または遺贈により非居住者に移転される際にも課税される。なお、この場合には、贈与税、相続税は出国税とは別に課税される。



Deloitte's View

外国籍者については最も早くても 2020 年 7 月 1 日までは出国税は課されないため、この経過措置期間を利用して税制や出入国について専門家の意見を求め、出国税導入による税負担を軽減するための選択肢を検討するのが望ましいと思われる。

日本へ従業員を赴任させる場合、当初は 5 年以下の期間であることが多いと思われるが、ビザの種類が出国税の課税の有無につながるため、外国籍の従業員を日本に赴任させている（または一時的に日本に赴任させることを検討している）雇用主は、ビザの選択について専門家に相談し検討することが望ましい。

さらに、雇用主は出国税が課税される可能性を踏まえてタックス イコライゼーション ポリシーや派遣契約書について検討する必要がある。例えば、日本でネット保障契約で新たに従業員を雇用する場合や日本国籍者が日本に赴任する場合には、将来的に国外転出時に出国税が課税される場合などが想定される。

出国税が導入されたことは外国人社会で注目を集めたが、日本で一時的に働く大部分の外国籍者には出国税は課されないものと思われる。一方で、日本の居住者であれば日本での滞在期間にかかわらず相続税や贈与税が課されることになるが、このことについてはあまり注目されていない。この点については、[Japan Inbound Tax Alert:2015 年 2 月号, No. 11](#) をご覧いただきたい。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/inboundtaxnewsletter

Japan: Inbound Tax Alert 読者登録

本ニュースレターを email で受信をご希望の方は、お名前、部署、お役職と email アドレスを deloitte-tokyo.newsletter@tohmatu.co.jp 宛てにお送りください。

問い合わせ

税理士法人トーマツ 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email : tax.cs@tohmatu.co.jp

URL : www.deloitte.com/jp/tax-co

インバウンド グループ

本ニュースレターに関する質問は、下記の担当者までご連絡ください。

グループリーダー パートナー 金 洋浩 yangho.kim@tohmatu.co.jp TEL:03 6213 3841

ビジネス タックス サービス

パートナー 呉 純 sunie.oue@tohmatu.co.jp TEL:03 6213 3753

パートナー 高原 潤 jun.takahara@tohmatu.co.jp TEL:03 6213 3946

間接税サービス

パートナー 岡田 力 chikara.okada@tohmatu.co.jp TEL:03 6213 3900

グローバル エンプロイヤー サービス

パートナー Russell Bird russell.bird@tohmatu.co.jp TEL:03 6213 3979

シニアマネジャー Frances Somerville frances.somerville@tohmatu.co.jp TEL:080 3412 3462

移転価格サービス

パートナー Timothy O'Brien timothy.obrien@tohmatu.co.jp TEL:03 6213 3923

パートナー 澤田 純 jun.sawada@tohmatu.co.jp TEL:03 6213 3927

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。